

重要事項説明書

(居宅介護支援)

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者 (法人)

事業者の名称	東京ふれあい医療生活協同組合
事業者の所在地	東京都北区堀船3-31-15
法人種別	医療生活協同組合
代表者名	代表理事 百瀬 文也
電話番号	03-3911-7408

2. ご利用の事業所

事業所の名称	東京ふれあい医療生活協同組合 居宅介護支援 ねります	
事業所の所在地	東京都練馬区練馬 1-15-1 2階	
管理者の氏名	多田 まち子	
電話番号 03-5912-7173	Fax番号 03-5912-3516	
指定事業所番号	東京都指定 1372000743 号	

3. ご利用事業所であわせて実施している介護保険での事業

事業の種類	東京都知事の事業者指定	
	指定年月日	指定番号
居宅療養管理指導・診療所	平成12年4月1日	東京都指定 1312027233 号
ヘルプーステーション めくもり	平成15年6月1日	東京都指定 1372002996 号

4. 事業の目的と運営の方針

①事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、適正適切な居宅サービス計画の立案と提供に努力する。
②施設運営の方針	・当事業所は、公正中立を基本に利用者の立場に立ち、利用者の選択に基づくサービス計画を立案する。同時に事業の運営にあたっては関係各機関および事業所との密なる連携を保ち、自らの事業の質を常に再評価して改善に努める。

<p>② 施設運営の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が医療系サービスの利用希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。 ・利用者の入院時には居宅での情報の提供の為（入院時連携）ご家族や利用者に担当する介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関に伝えていただくよう依頼する。また、医療系サービス（訪問看護サービス等）の利用を希望される場合等、利用者の同意を得て主治医の意見を求める。 ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。 ・訪問介護事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。 ・利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求める事が可能である事を説明する。 ・公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合および、各サービスの同一事業者によって提供された具体的な割合（数値）を文書（重要事項説明書・別紙・居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業者によって提供された具体的な割合）にて利用者への説明、交付を行う。（上記と合わせて、介護サービス情報公開制度においても公表する。） ・区市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者との連携に努める。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。 ・障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。 ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、計画の策定、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練の実施等の取り組みの徹底を行う。
------------------	---

5. 職員の勤務体制職員の職種、人数および職務内容

従業者の職種	員数	常勤	非常勤	指定基準	保有資格等
管 理 者	1	1	0		主任介護支援専門員
介護支援専門員	4	1	3		介護支援専門員(4名)

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 月曜日から金曜日は常勤で勤務	土・日曜日・祝日は休み
介護支援専門員	勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 月曜日から金曜日	土・日曜日・祝日は休み

7. 営業日

営業日	月曜日から金曜日
休業日	土曜・日曜・祝日および年末年始（１２／２９～１／３まで）
営業時間	８：３０～１７：３０まで

8. 居宅介護支援サービスの概要と実施地域

要介護認定の申請代行	東京都練馬区・中野区、応相談
介護保険申請の訪問調査	東京都練馬区
サービス計画の立案	東京都練馬区・中野区
情報提供	患者・ご家族の方が必要とされる情報の提供
連絡調整	サービス提供事業者との連絡調整

9. 虐待・ハラスメントの防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待、ハラスメント防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援する。
- (2) 苦情解決体制を整備する。
- (3) 利用者およびその家族、従業員に対する虐待、ハラスメント防止を啓発・普及するため委員会の開催、指針の整備、研修を実地する。

・ 高齢者虐待防止担当者 東京ふれあい医療生活協同組合 理事 小山 政男

10. (身分証の携行義務)

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

11. (秘密保持)

- 1) 事業所、介護支援専門員および事業所が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様に厳守します。

2)事業所は、利用者およびその家族の有する問題や解決すべき課題等に関するサービス担当者会議において情報を共有するために、利用者およびその家族の個人情報当該会議で用いることを、本契約をもって同意をえたとみなします。

3)当社の従業員であった者に、業務上知り得た利用者および家族の秘密を保持し、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員と雇用契約の内容に含むものとします。

12. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

13. (相談・苦情対応)

事業所は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を下記の通り設置し、みずから提供した居宅介護支援に関する利用者の相談・苦情に迅速に対応します。

相談・苦情等申立先——当事業所受付

当事業所ご利用上の苦情	窓口担当者（東京ふれあい医療生活協同組合・担当理事：小山政男）
ご利用時間面接	月曜日から金曜日 9：00～17：00
ご利用方法電話	03-3557-6612（東京ふれあい医療生活協同組合）
※ 事前に電話連絡をいただくと助かります。	

外部苦情申し立て機関

練馬区総合福祉事務所 地域包括支援センター		
第2育秀苑（旭丘、小竹町、羽沢、栄町）	羽沢2-8-16	TEL 03-5912-0523
桜台（桜台）	桜台1-22-9	TEL 03-5946-2311
豊玉（豊玉中、豊玉南）	豊玉南3-9-13	TEL 03-3993-1450
練馬（練馬）	練馬2-24-3	TEL 03-5984-1706
練馬区役所（豊玉上、豊玉北）	豊玉北6-12-1	TEL 03-5946-2544
中村橋（貫井、向山）	貫井1-9-1	TEL 03-3577-8815
中村かしわ（中村、中村南、中村北）	中村2-25-3	TEL 03-5848-6177
北町（錦、北町1～5・8 平和台）	北町2-26-1	TEL 03-3937-5577
北町はるのひ（氷川台、早宮、北町6・7）	北町6-35-7	TEL 03-5399-5347
田柄（田柄1～4、光が丘1）	田柄4-12-10	TEL 03-3825-2590
練馬高松園（春日町、高松1～3）	高松2-9-3	TEL 03-3926-7871

光が丘 (光が丘2・4～6、旭町、高松5丁目13～24番)	光が丘2-9-6	TEL 03-5968-4035
光が丘南 (高松4・5丁目1～12番、田柄5、光が丘3～7)	光が丘3-3-1 103号	TEL 03-6904-0312
第3育秀苑 (土支田、高松6)	土支田1-31-5	TEL 03-6904-0192
練馬ゆめの木 (谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2)	大泉町2-17-1	TEL 03-3923-0269
高野台 (富士見台、高野台1. 2、南田中1～3)	高野台1-7-29	TEL 03-5372-6300
石神井 (石神井町1・3～8、石神井台1・3)	石神井町3-30-26	TEL 03-5923-1250
フローラ石神井公園 (南田中4・5、下石神井)	下石神井3-6-13	TEL 03-3996-0330
第二光陽苑 (石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5)	関町北5-7-22	TEL 03-5991-9919
関町 (関町北1～3、関町南2～4、立野町)	関町南4-9-28	TEL 03-3928-5222
上石神井 (上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4)	上石神井1-6-16	TEL 03-3928-8621
やすらぎミラージュ (大泉町1～4)	大泉町4-24-7	TEL 03-5905-1190
大泉北 (大泉学園町4～9)	大泉学園町4-21-1	TEL 03-3924-2006
大泉学園 (大泉学園町1～3、大泉町5・6、東大泉3-52～55番、3-58～66番)	大泉学園町2-20-2 1	TEL 03-5933-0156
南大泉 (西大泉、西大泉町、南大泉5・6)	南大泉5-26-19	TEL 03-3923-5556
大泉 (東大泉1・2、東大泉3-1～51番、3-56～57番、南大泉4～6)	東大泉1-29-1	TEL 03-5387-2751
やすらぎシティ (東大泉7、南大泉1～4)	東大泉7-27-49	TEL 03-5935-8321
練馬区介護保険課	電話 03-3993-1111 (代表)	
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局	電話 03-3993-1344	
東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0011	

14. (緊急時・事故発生時の対応)

事業所は、利用者に体調の急変および事故が発生した場合には、すみやかに主治医および利用者の家族などに連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

15. (賠償責任)

事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

16.

当事業所は、利用者に対する居宅介護支援（ケアプラン作成）にあたり、利用者に対してサービス内容説明書および重要事項説明書に基づいてサービス内容および重要事項を説明しました。

法人所在地 東京都北区堀船3-31-15

法人名 東京ふれあい医療生活協同組合

代表者 代表理事 百瀬 文也

居宅介護支援事業

事業所所在地 東京都練馬区練馬1-15-1 2階

事業所名 東京ふれあい医療生活協同組合 居宅介護支援 ねります

介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

- ・私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容および以下の項目について同意の上、本書面を受領しました。
- ・私は、利用可能な事業所を複数の紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求める事が出来る事についての説明を受けました。
- ・ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことについて了解しました。

もし私が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者) 住所 _____

氏名 _____ 印